

資料 3

郵政民営化委員会  
説明資料

# 簡易保険事業の現状

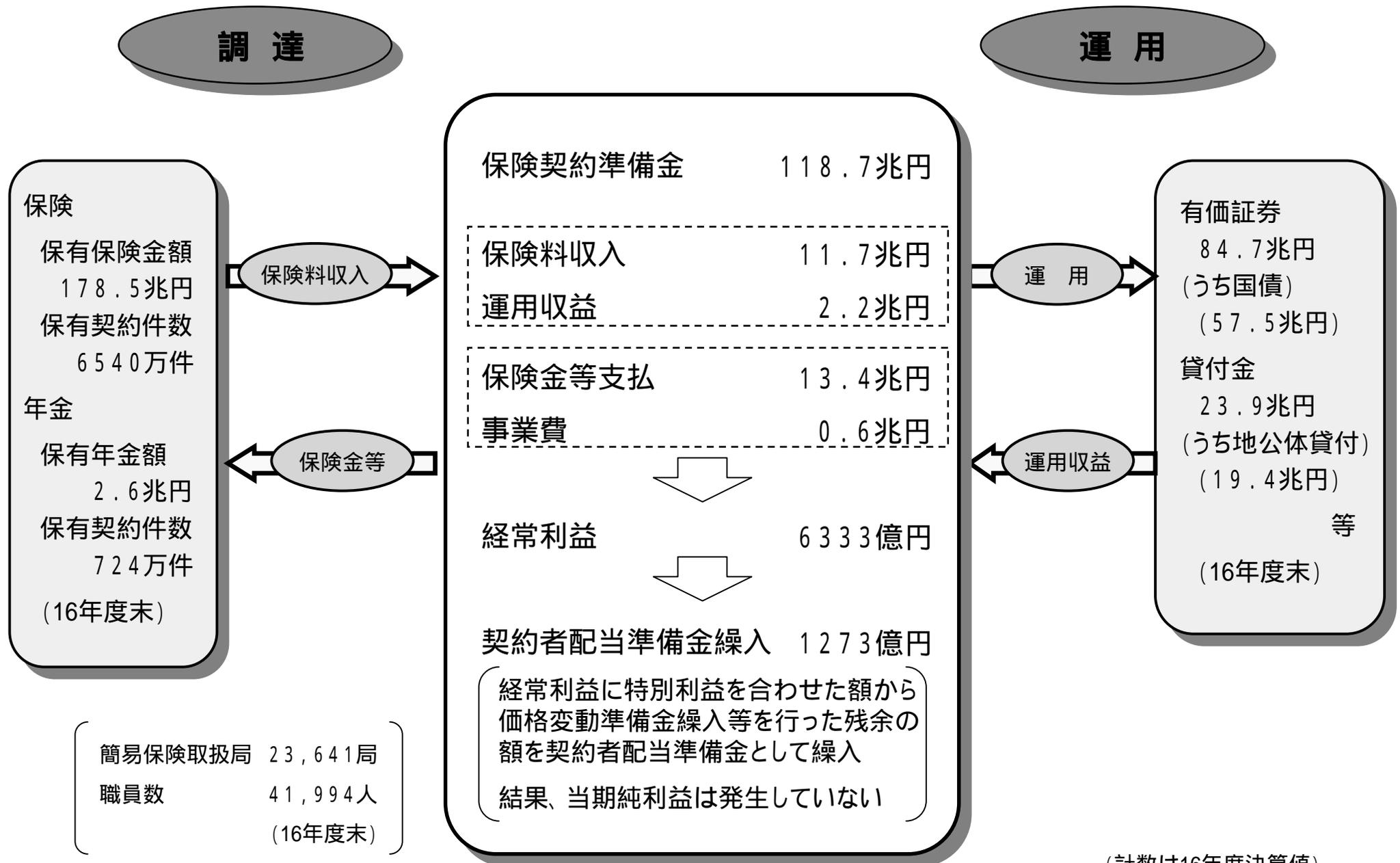
日 本 郵 政 公 社  
簡 易 保 険 事 業 本 部  
平 成 1 8 年 5 月 1 7 日

# 目次

---

収益構造(平成16年度決算).....	2
決算状況1(損益計算書).....	3
決算状況2(貸借対照表).....	4
簡易保険の商品.....	5
簡易保険の加入限度額.....	6
簡易保険の利用状況.....	7
簡易保険の新規保険契約の推移.....	8
簡保資金量の推移.....	9
簡易保険の資金運用の枠組み.....	10
簡易保険の運用スキーム.....	11
簡易生命保険資金の運用対象(日本郵政公社法第45条).....	12
簡保資金の運用状況.....	13
取組中の主な課題.....	14

# 収益構造(平成16年度決算)



(計数は16年度決算値)

# 決算状況1(損益計算書)

(単位:億円)

科 目	平成16年度	平成15年度
経常収益	146,650	168,577
保険料収入	116,665	122,915
資産運用収益	22,420	23,100
その他経常収益	7,564	22,562
経常費用	140,317	166,252
保険金等支払金	133,581	158,677
責任準備金等繰入額	186	376
資産運用費用	204	257
事業費	5,594	6,167
その他経常費用	750	775
経常利益	6,333	2,325
特別利益	298	88
特別損失	5,358	756
契約者配当準備金繰入額	1,273	1,657
当期純利益	-	-

平成15年度決算及び平成16年度決算の特別損失は、ともに価格変動準備金繰入等によるもの。

## 決算状況2 (貸借対照表)

(単位: 億円)

科 目	平成16年度	平成15年度
資産の部		
現金及び預金	23,905	23,923
コールローン	1,749	489
買入金銭債権	1,309	449
金銭の信託	89,300	117,188
有価証券	847,313	816,707
貸付金	238,985	247,553
不動産及び動産	6,669	7,189
その他資産	3,467	5,633
貸倒引当金	13	14
資産合計	1,212,688	1,219,119
負債の部		
保険契約準備金	1,186,899	1,197,354
その他負債	1,087	1,168
賞与引当金	232	233
退職給付引当金	5,308	5,390
役員退職慰労引当金	0	0
価格変動準備金	5,254	41
負債合計	1,198,781	1,204,188
資本の部		
設立時資産・負債差額	426	426
利益剰余金	-	-
その他有価証券評価差額金	13,480	14,505
資本合計	13,906	14,931
負債・資本合計	1,212,688	1,219,119

# 簡易保険の商品

簡易保険で提供できる商品の範囲は、簡易生命保険法で規定（11種類）。簡易生命保険約款では、法律に定められた範囲内で具体的な商品（25種類）を規定。医療保険、変額保険などは提供できない。

簡易生命保険約款で商品改善等ができる範囲（各商品で給付できる保険金の組合せや保険金額の範囲など）は、簡易生命保険法で規定。

法律上の区分 【11種類】		平成17年度 新契約件数 シェア	主な保障内容	約款上の保険種類 【25種類】
保 険	終身保険（§9）	19.1%	終身間の死亡保障	普通終身保険、特別終身保険 介護保険金付終身保険
	定期保険（§10）	0.2%	一定期間の死亡保障	普通定期保険、職域保険
	養老保険（§11）	79.5%	死亡保障と満期保障	普通養老保険、特別養老保険 特定養老保険、学資保険
	家族保険（§12）	0.0%	一契約で夫婦を保障	夫婦保険
	財形貯蓄保険（§13）	0.0%	勤労者の財産形成	財形積立貯蓄保険 財形住宅貯蓄保険
年 金 保 険 1	終身年金保険（§14）	3.4%	終身間の年金	即時・据置終身年金保険 介護割増年金付終身年金保険 財形終身年金保険 即時・据置確定拠出終身年金保険
	定期年金保険（§15）	96.6%	一定期間の年金	即時・据置定期年金保険
	夫婦年金保険（§16）	0.0%	夫婦の終身間の年金	即時・据置夫婦年金保険
保険と年金保険の一体商品 3種類（§17）		1.2% (保険に対するシェア)	終身間の死亡保障と 終身間の年金 等	終身年金保険付終身保険 育英年金付学資保険 夫婦年金保険付夫婦保険

## <参考>

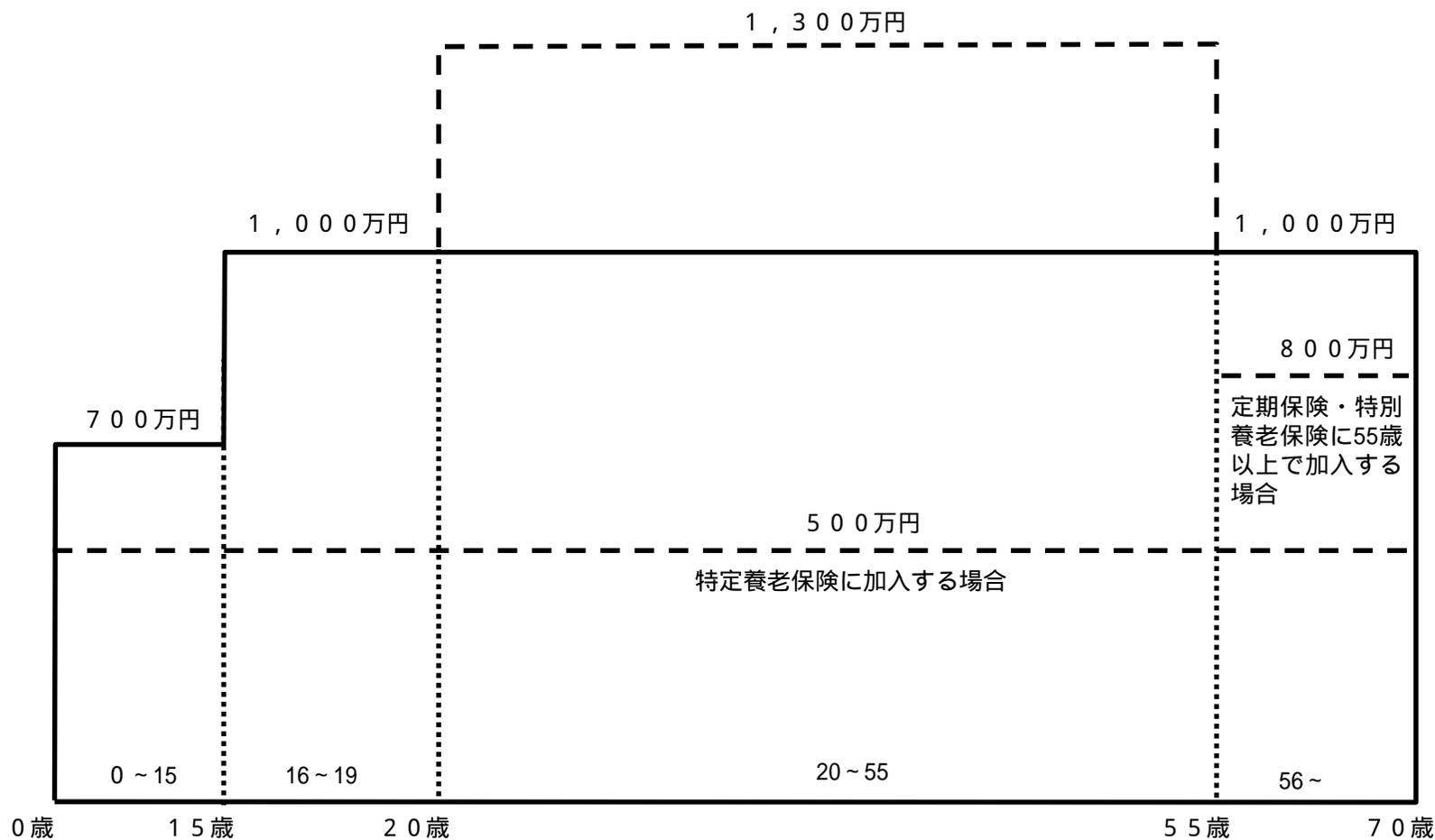
簡易保険で提供できない民間生保の商品		平成16年度 新契約件数 シェア
個 人 保 険 等	定期付終身保険	4.3%
	利率変動型 積立終身保険	9.9%
	変額保険	1.5%
	医療保険 ガン保険 傷害保険	39.6%
	変額年金保険	<sup>2</sup> 31.2%
団 体 保 険 等	団体保険	107万人
	団体年金保険	12万人

2：変額年金保険は、個人年金保険におけるシェア

資料：生命保険協会「生命保険事業概況」

## 簡易保険の加入限度額

- 保険：原則として1,000万円（一定の条件の下で、1,300万円）
- 年金保険：初年度年金額90万円
- 特約：災害特約及び介護特約 1,000万円、入院保障の特約 1,000万円



注1：20歳以上55歳以下の者は、加入後4年以上経過した保険契約がある場合には、最高1,300万円まで加入できる。

注2：特定養老保険に加入する場合は500万円まで、55歳以上の者が、定期保険・特別養老保険に加入する場合は800万円までである。

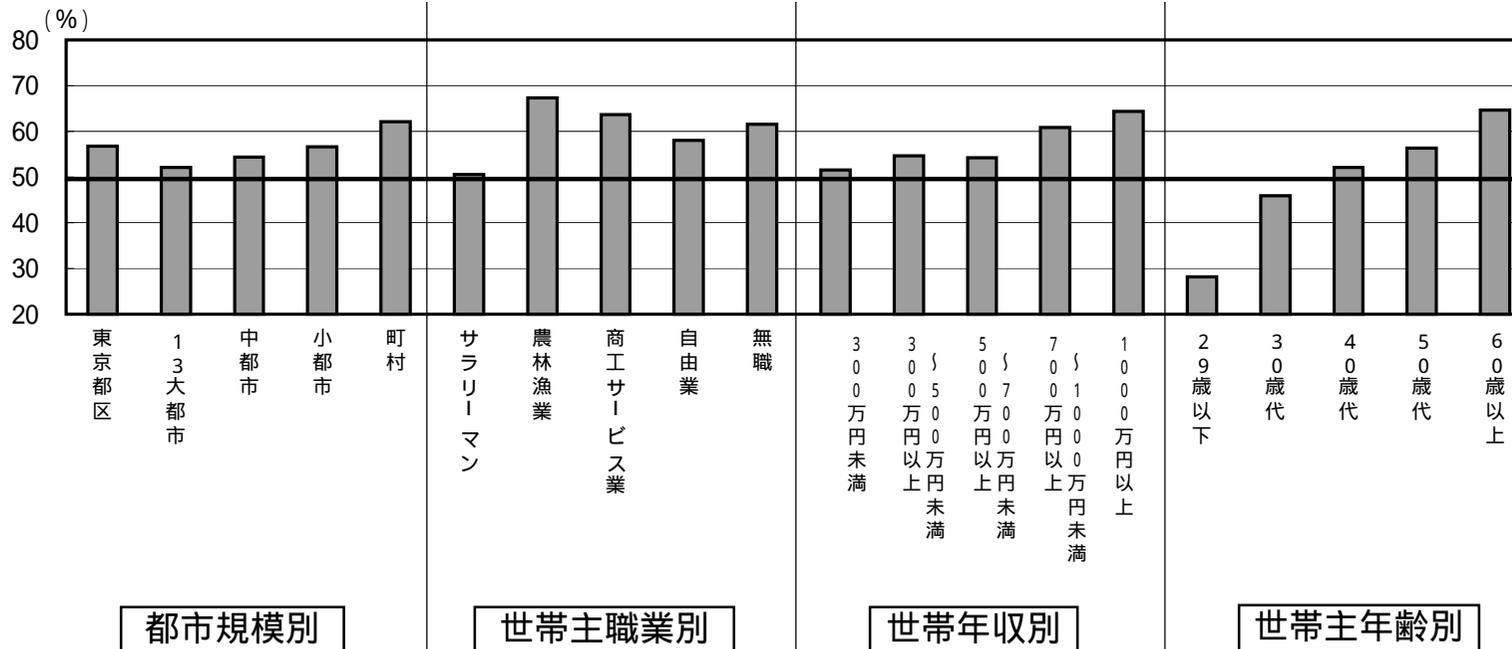
# 簡易保険の利用状況

○ 利用世帯（平成15年度末）  
約 2,800 万世帯  
（世帯加入率 56.1%）

（参考）民間生保の利用世帯（平成15年度末）  
約 3,700 万世帯  
（世帯加入率 75.0%）

地域、職業等にかかわらず、あらゆる階層でまんべんなく利用されている。

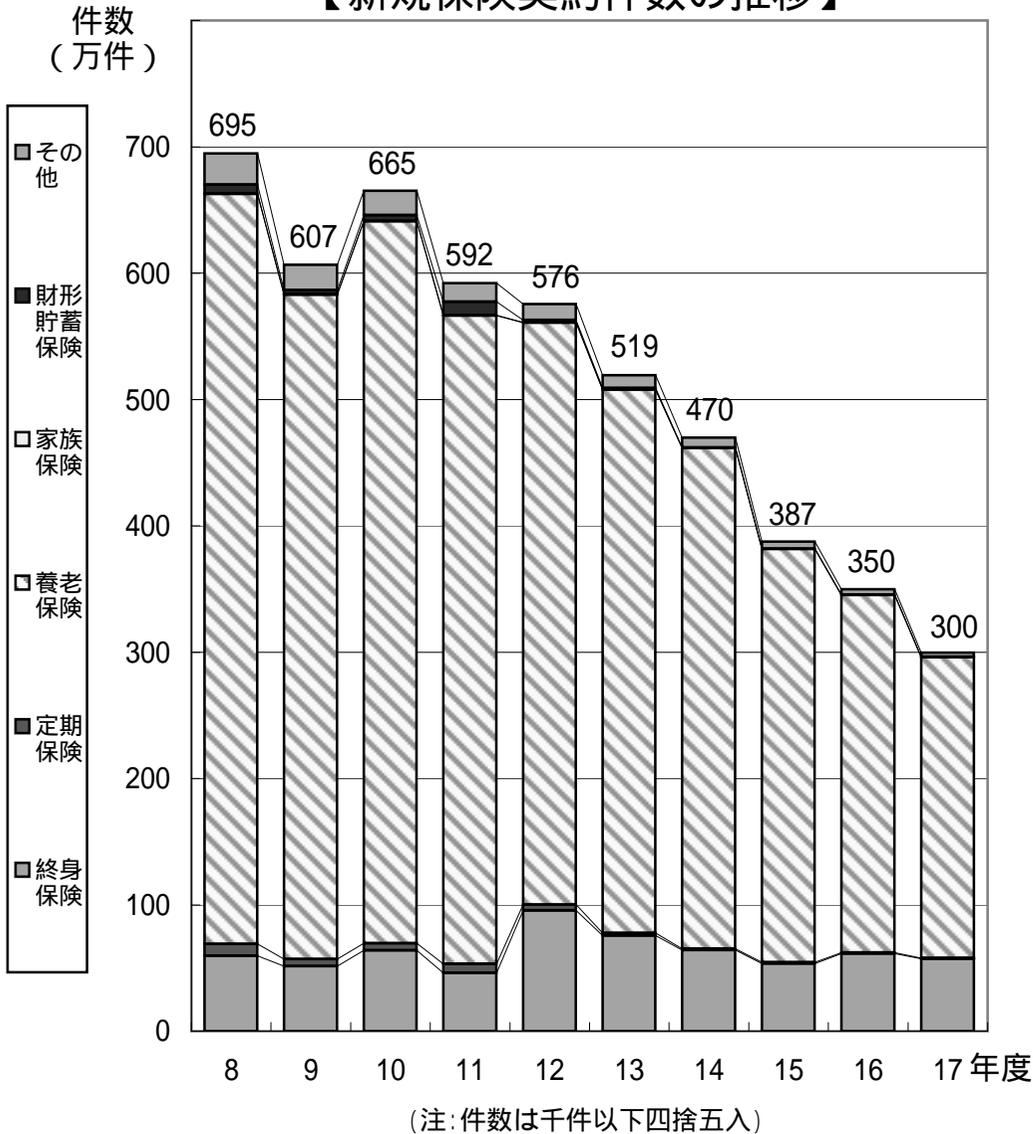
【簡易保険の世帯特性別加入率】



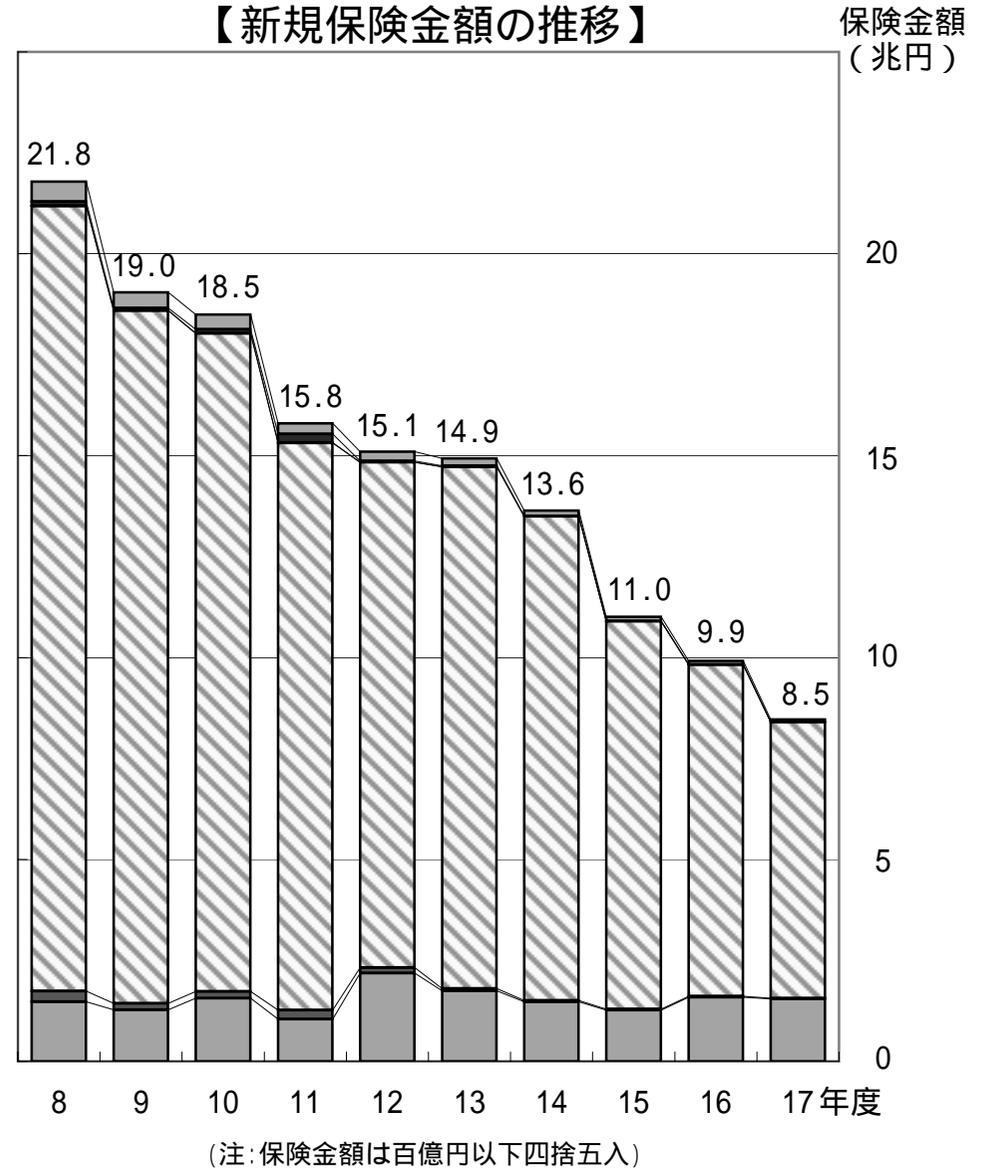
注1： 全国の世帯員2名以上の世帯における生命保険の加入状況を示している。  
注2： 中都市とは政令指定都市を除いた人口10万人以上の市、小都市とは人口10万人未満の市。  
（平成15年度総務省調べ）

# 簡易保険の新規保険契約の推移

## 【新規保険契約件数の推移】

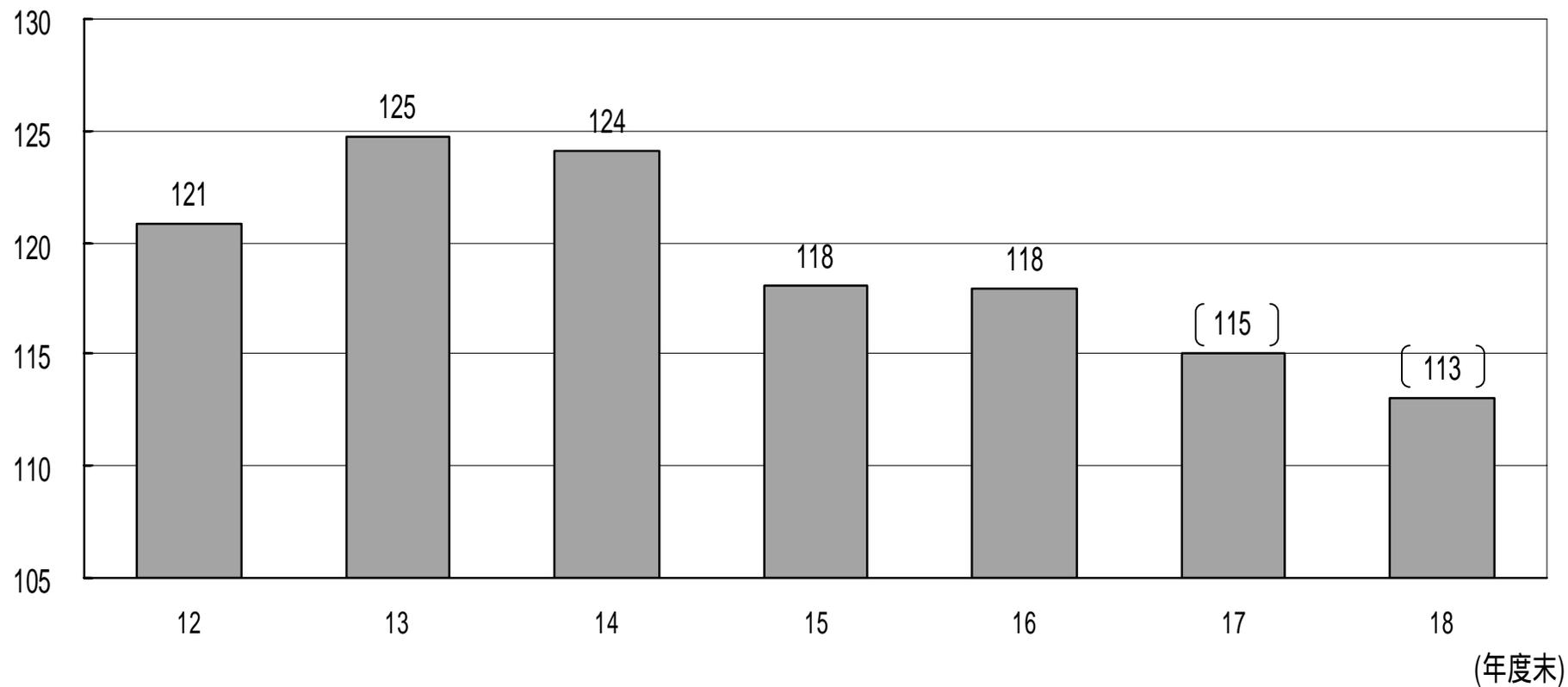


## 【新規保険金額の推移】



# 簡保資金量の推移

(兆円)



注：1 平成12～16年度末は実績値。

2 平成17年度末及び平成18年度末の計数は、平成17年度中間決算の状況を踏まえ、一定の条件で試算したもの。

# 簡易保険の資金運用の枠組み

## 法律の規定等

### 運用対象は法律に限定列挙 (公社法 § 45)

- 国債・地方債等の国内債券中心
- 株式は、委託運用に限定

### 中期経営計画・年度経営計画の一部として運用計画を策定 (公社法 § 24、25)

- 中期経営計画 総務大臣の認可
- 年度経営計画 総務大臣への届出

### 財投債の市場外引受け

- 財務省からの協力要請に応じ、簡易保険資金の状況等を踏まえ協力

### 地方公共団体貸付

(簡易生命保険法 § 88 等)

- 国会で議決を受けた貸付額について実施

等

## 計 画

### 中期経営計画・年度経営計画

#### 1. 基本方針

- (1) 安全・確実性を重視した運用
- (2) ALM(資産・負債総合管理)及びポートフォリオ管理の実施
- (3) 安全確実な運用方法として、国内債券を中心とした運用を基本
- (4) 保険事業の特性を踏まえ「責任準備金対応債券」区分を導入
- (5) 市場への影響に配慮

#### 2. 中期経営計画期間中の資産構成割合

運用資産	国内債券	外国債券	国内株式	外国株式	短期運用
構成割合	75~95%	2~6%	2~6%	0~3%	1~10%

#### 3. 各年度の新規資金の運用額 等

### 国債発行計画

財政融資特会債経過措置分  
うち 簡易保険資金による引受け

16年度:2.4兆円 17年度:1.35兆円 18年度:1.0兆円

### 財政投融资計画

地方公共団体

うち 簡易保険資金による貸付け

16年度:1.2兆円 17年度:0.75兆円 18年度:0.31兆円

## 資金運用の実施

(単位:兆円)

種 目	16年度 (実績額)	17年度 (予定額)	18年度 (予定額)
国債	9.0	7.1	8.2
市場購入	6.6	5.8	7.2
財投債引受	2.4	1.4	1.0
地方債	0.4	0.4	0.6
社債	0.9	1.0	1.2
地方公共団体貸付	1.4	0.8	0.3
合 計	11.8	9.2	10.4

注: 1 国債・外国債の入替額を除く。「社債」には公庫公団債等、外国債を含む。

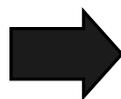
2 地方公共団体貸付は、翌年度への繰越しがあるために計画額と実績額・予定額に差がある。

3 四捨五入のため、一部合計と一致しない。

# 簡易保険の運用スキーム

## 財投改革前（～平成12年度）

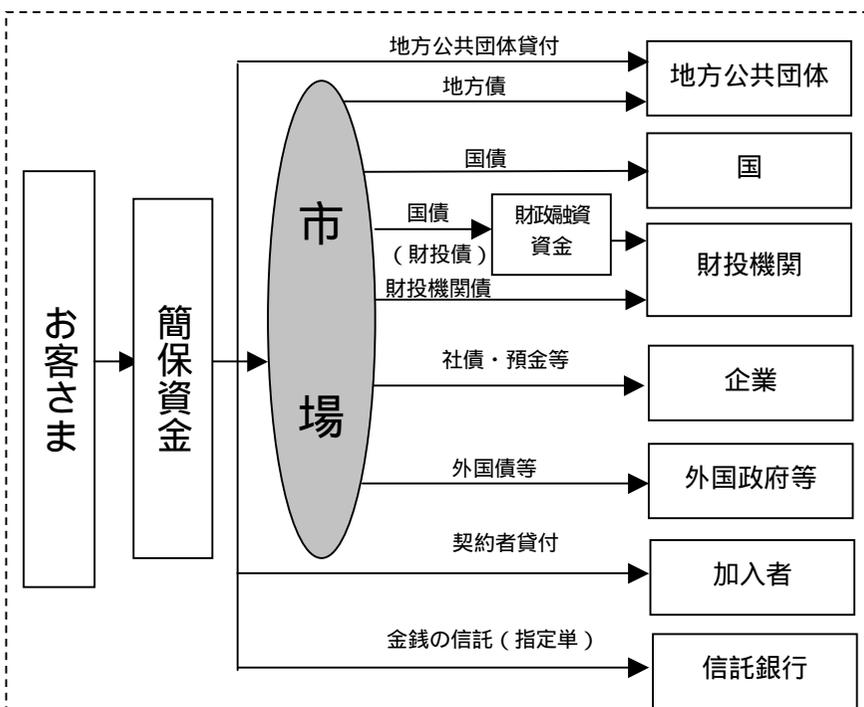
簡保資金は、大正8年から、戦後の一時期を除き、自主運用を継続。



## 財投改革後（平成13年度～）

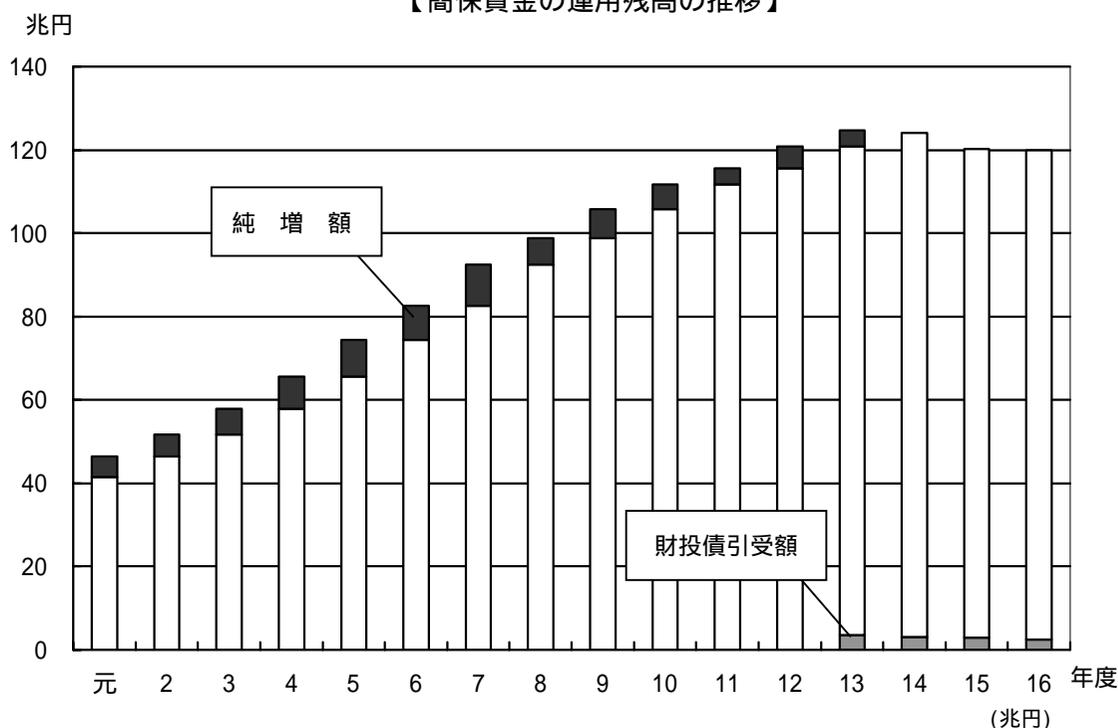
地方公共団体貸付を除く財投機関への直接貸付を廃止。財投改革に伴う経過措置として、財投債の市場外引受けを実施（平成13年度から平成19年度）。

【財投改革後の運用スキーム】



注：市場運用の例外として、財投債の市場外引受けと地方公共団体貸付がある。  
簡易保険は従来の財投協力で果たしてきた役割を踏まえ、相応の財投債の市場外引受けを実施（平成13年度から平成19年度まで）  
地方公共団体貸付は、財投計画の一部として、国会で議決を受けた貸付額について実施

【簡保資金の運用残高の推移】



年度末	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
純増額	49	54	60	77	88	83	98	64	70	60	39	52	39 (36)	07 (31)	08 (29)	02 (23)
運用残高	464	518	578	655	743	826	924	988	1057	1117	1156	1208	1248	1241	1201	1199

注1：純増額のうち、かっこ内は、財投債引受額

注2：平成15年度の純増額は、公社成立時の運用残高からの増加額

## 簡易生命保険資金の運用対象(日本郵政公社法第45条)

1	保険契約者に対する貸付け
2	地方公共団体に対する貸付け
3	国債(債券先物を含む)
4	公庫債等
5	地方債
6	公団債等
7	金融債
8	社債
9	特定社債(ABS)
10	政府保証債(5~9除く)
11	外国債(債券先物を含む)
12	貸付信託の受益証券
13	国内CP

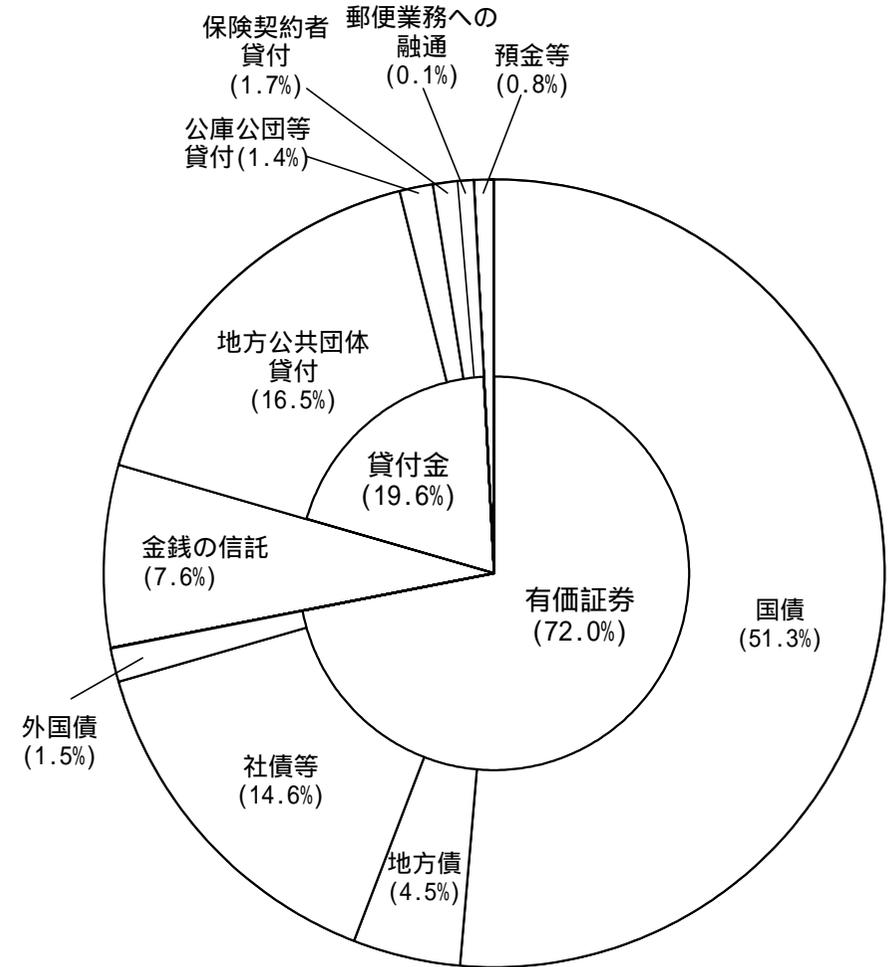
14	外国CP
15	金融機関への預金
16	債券の貸付け
17	債券オプション
18	先物外国為替
19	通貨オプション
20	コール資金の貸付け
21	信託会社への信託(投資顧問業者との投資一任契約含む)
22	郵便業務の用に供する施設の設置等に 必要な費用に充てるための資金融通
23	郵便業務に係る資金繰りに充てるため の資金融通

# 簡保資金の運用状況

平成18年2月末 簡保資金の運用状況  
118兆7,819億円

(平成18年2月末)

区分	資産残高(億円)	構成割合(%)
有価証券	854,881	72.0
国債	609,116	51.3
地方債	53,918	4.5
社債等	173,454	14.6
うち公庫公団債等	146,630	12.3
外国債	18,392	1.5
金銭の信託	90,038	7.6
貸付金	233,263	19.6
地方公共団体貸付	195,475	16.5
公庫公団等貸付	16,330	1.4
保険契約者貸付	19,870	1.7
郵便業務への融通	1,585	0.1
預金等	9,636	0.8
合計	1,187,819	100.0



注1：資産残高は、金融商品に係る会計基準に準じた評価額。  
 注2：外国債は、外国政府等が発行する債券であり、円貨建債券を含んでいる。  
 注3：資産残高は切捨てとしていることから、合計は一致しない。

## 取組中の主な課題

---

### 金融機関として求められる業務品質の確保

現金過不足の防止

保険募集管理の徹底

限度額管理・コンプライアンスの徹底（レッドシートの活用等）

### 健全な経営基盤の確立

収益管理・リスク管理の充実

新契約の確保

### 人材育成・確保

コンサルティング能力の向上（FP技能士の資格取得の支援）

専門知識・経験を有する人材の採用

# 簡易保険事業の現状（付属資料）

日 本 郵 政 公 社  
簡 易 保 険 事 業 本 部  
平 成 1 8 年 5 月 1 7 日

# 目次

---

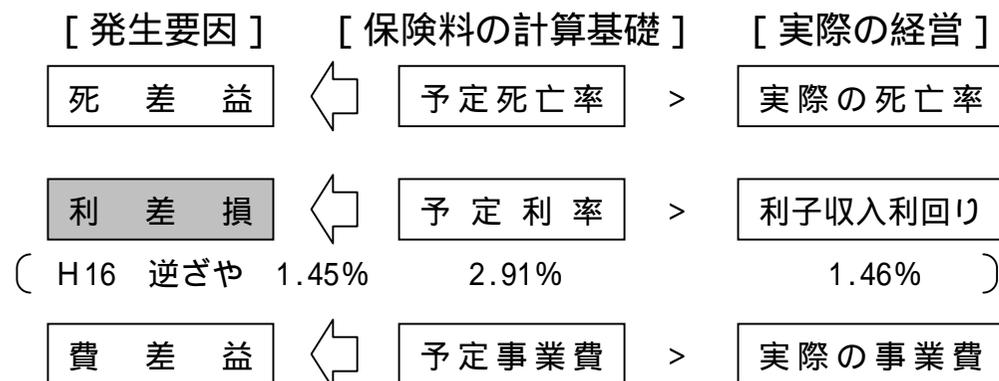
利源の発生要因と損益の状況	2
保有契約件数・保有保険金額シェアの推移	3
簡易保険の保有保険契約の推移	4
簡易保険の種類別保有保険契約件数の推移	5
簡易保険の種類別保有保険金額の推移	6
簡易保険の主な商品の仕組み	7
現在の簡易保険の加入限度額管理の仕組み	8
(参考)簡易保険の加入限度額管理の改善	9
民営化後における加入限度額管理(案)	10
金利等の推移	11
財投改革に伴う経過措置について	12
簡易保険のリスク管理体制	13
簡易保険のリスク管理	14

# 利源の発生要因と損益の状況

死亡率、事業費率は安定的に推移。死差益、費差益が発生

低金利の継続により、利差損(逆ざや)が発生

## 【利益の発生要因】



三利源合計

追加責任準備金の機械的戻入

小 計

= 一般事業会社の経常利益に相当

← キャピタル損益等

契約者配当準備金繰入額

内部留保積増額

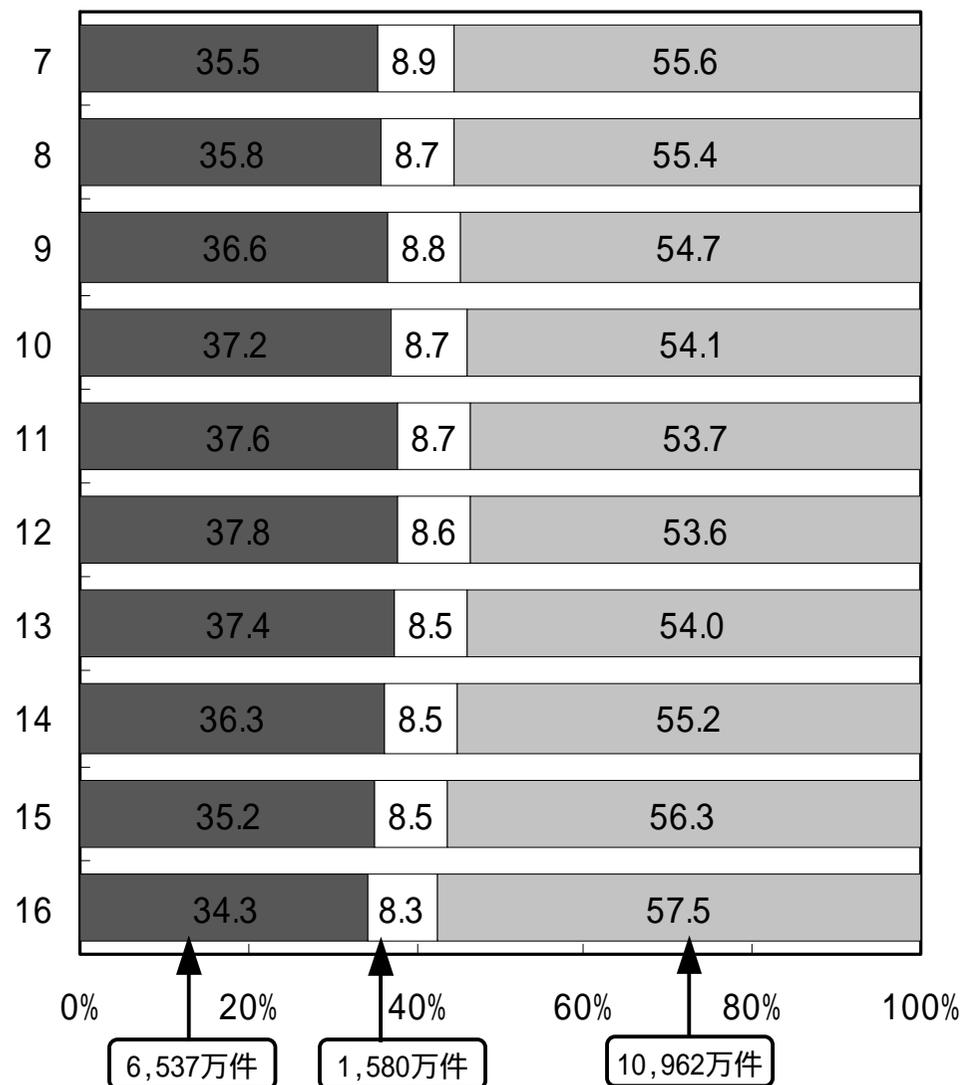
## 【利益の発生要因別推移】

(単位：億円)

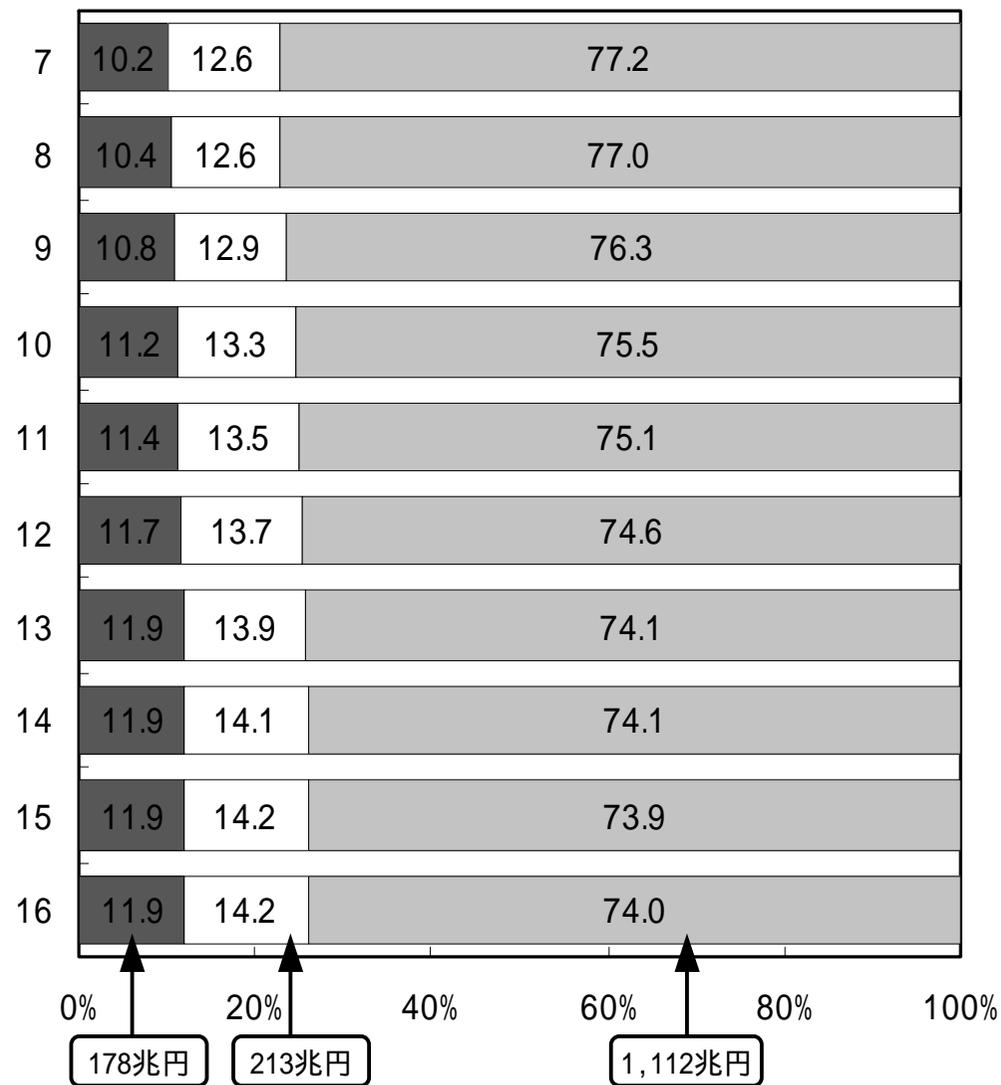
区 分	平成15年度	平成16年度
死 差 損 益	8,000	7,800
利 差 損 益	20,100	17,400
費 差 損 益	7,500	7,300
追加責任準備金の機械的戻入	4,400	4,300
小 計	100	2,100
キャピタル損益等	1,800	4,700
処 分 可 能 額	1,700	6,800

# 保険契約件数・保有保険金額シェアの推移

## 【保有契約件数(個人保険)シェアの推移】



## 【保有保険金額(個人保険)シェアの推移】

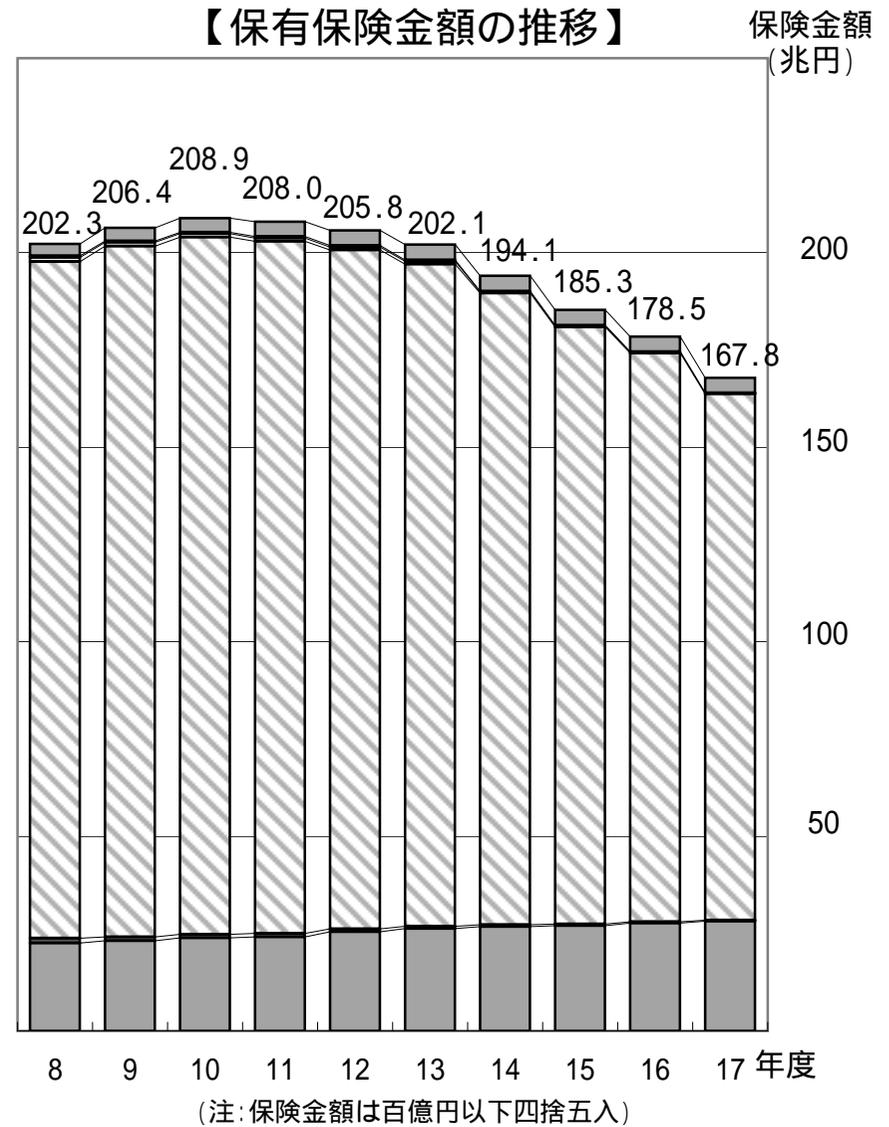
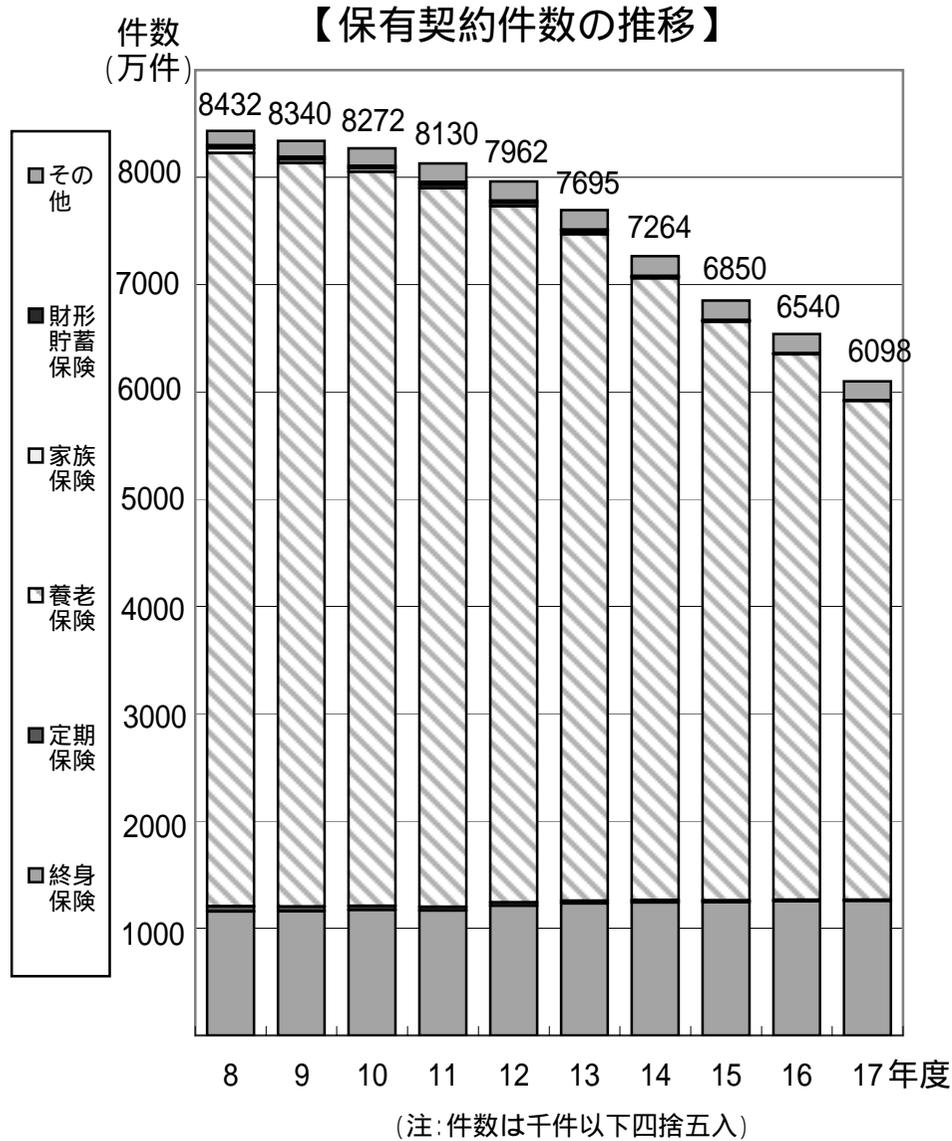


注1：財形は除く。

注2：農協は、養老生命共済、終身共済、長期定期生命共済、定額定期生命共済、がん共済の合計である。

■ 簡保 □ 農協 ▨ 民保

# 簡易保険の保有保険契約の推移



## 簡易保険の種類別保有保険契約件数の推移

年度別	終身保険	定期保険	養老保険	家族保険	財形貯蓄保険	その他	合計
7年度	1,141万件	55万件	6,996万件	45万件	61万件	114万件	8,411万件
8	1,155万件	48万件	7,024万件	43万件	28万件	135万件	8,432万件
9	1,159万件	40万件	6,933万件	35万件	23万件	151万件	8,340万件
10	1,170万件	35万件	6,848万件	32万件	22万件	166万件	8,272万件
11	1,165万件	33万件	6,701万件	29万件	26万件	175万件	8,130万件
12	1,210万件	29万件	6,493万件	28万件	21万件	181万件	7,962万件
13	1,231万件	24万件	6,214万件	26万件	16万件	184万件	7,695万件
14	1,241万件	20万件	5,799万件	14万件	6万件	184万件	7,264万件
15	1,241万件	16万件	5,397万件	10万件	5万件	182万件	6,850万件
16	1,250万件	13万件	5,087万件	8万件	3万件	180万件	6,540万件
17	1,254万件	11万件	4,650万件	6万件	2万件	176万件	6,098万件

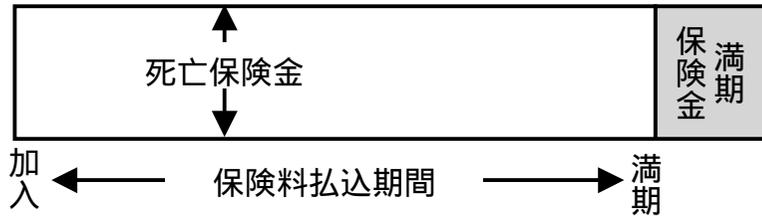
## 簡易保険の種類別保有保険金額の推移

年度別	終身保険	定期保険	養老保険	家族保険	財形貯蓄保険	その他	合計
7年度	21兆8,161億円	1兆3,352億円	166兆4,030億円	1兆1,152億円	8,216億円	2兆6,890億円	194兆1,801億円
8	22兆6,213億円	1兆1,849億円	173兆8,967億円	1兆 696億円	3,953億円	3兆 962億円	202兆2,641億円
9	23兆1,678億円	9,924億円	177兆5,615億円	9,312億円	3,396億円	3兆3,915億円	206兆3,842億円
10	23兆9,483億円	8,868億円	179兆1,935億円	8,620億円	3,515億円	3兆6,573億円	208兆8,993億円
11	24兆1,753億円	8,529億円	177兆8,760億円	8,125億円	4,721億円	3兆8,116億円	208兆 4億円
12	25兆4,976億円	7,451億円	174兆4,479億円	7,684億円	3,799億円	3兆9,234億円	205兆7,624億円
13	26兆2,789億円	6,185億円	170兆1,864億円	7,232億円	2,928億円	3兆9,729億円	202兆 727億円
14	26兆7,647億円	5,035億円	162兆3,136億円	4,589億円	1,061億円	3兆9,665億円	194兆1,132億円
15	27兆 596億円	4,106億円	153兆4,514億円	3,535億円	730億円	3兆9,304億円	185兆2,784億円
16	27兆6,734億円	3,420億円	146兆2,096億円	2,982億円	419億円	3兆8,987億円	178兆4,638億円
17	28兆2,108億円	2,863億円	135兆2,018億円	2,553億円	279億円	3兆8,293億円	167兆8,115億円

# 簡易保険の主な商品の仕組み

## 【普通養老保険】

満期又は保険期間内に被保険者が死亡したときに保険金を支払うもの。死亡保険金は満期保険金と同額



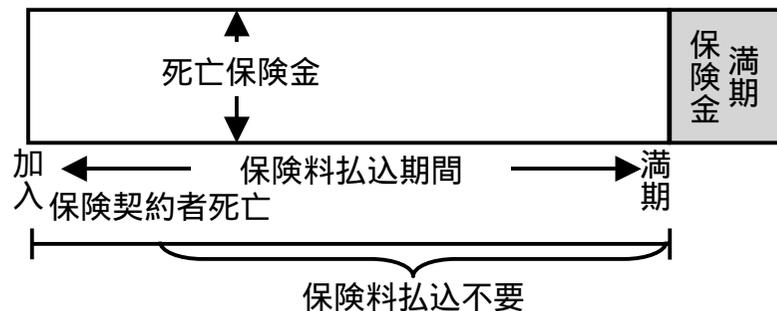
## 【特別養老保険】

満期又は保険期間内に被保険者が死亡したときに保険金を支払うもの。死亡保険金は満期保険金の2倍、5倍又は10倍



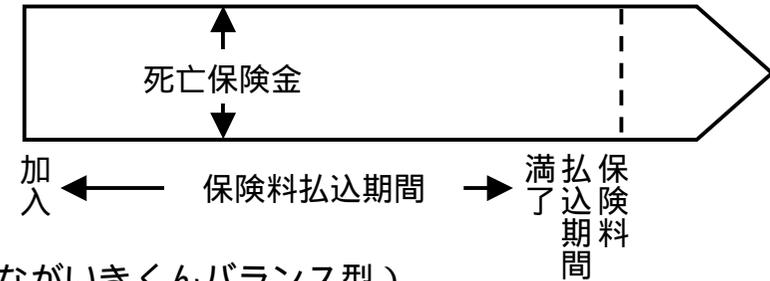
## 【学資保険】

学資の準備に対応する養老保険。保険料払込期間中に保険契約者が死亡したときはその後の保険料の払込みは不要



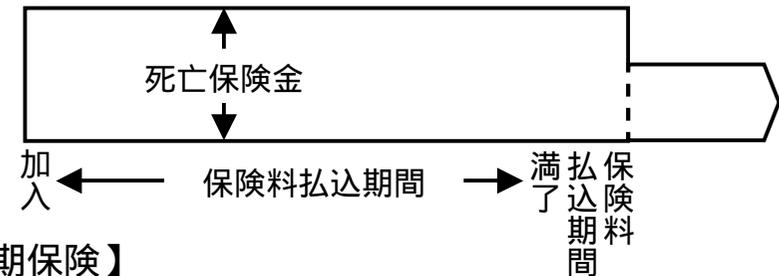
## 【終身保険】

被保険者が死亡したときに保険金を支払うもの



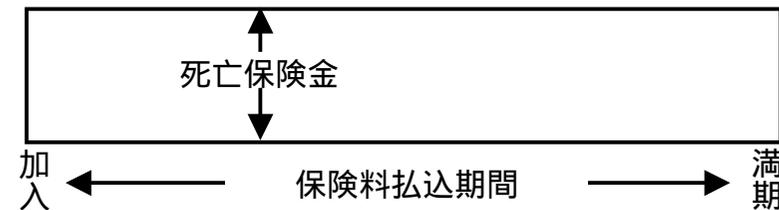
## (ながいきくんバランス型)

被保険者が死亡したときに保険金を支払うもの。保険料払込期間満了前の死亡保険金は、満了後の死亡保険金の2倍又は5倍。



## 【定期保険】

保険期間内に被保険者が死亡したときに保険金を支払うもの



# 現在の簡易保険の加入限度額管理の仕組み

簡易保険では、新規契約申込等を受けた場合、郵便局での端末機等による既加入状況確認、簡易保険事務センターでの情報システムによる加入限度額監査という二段階のチェックによって契約申込に伴う加入限度額の超過を防止。

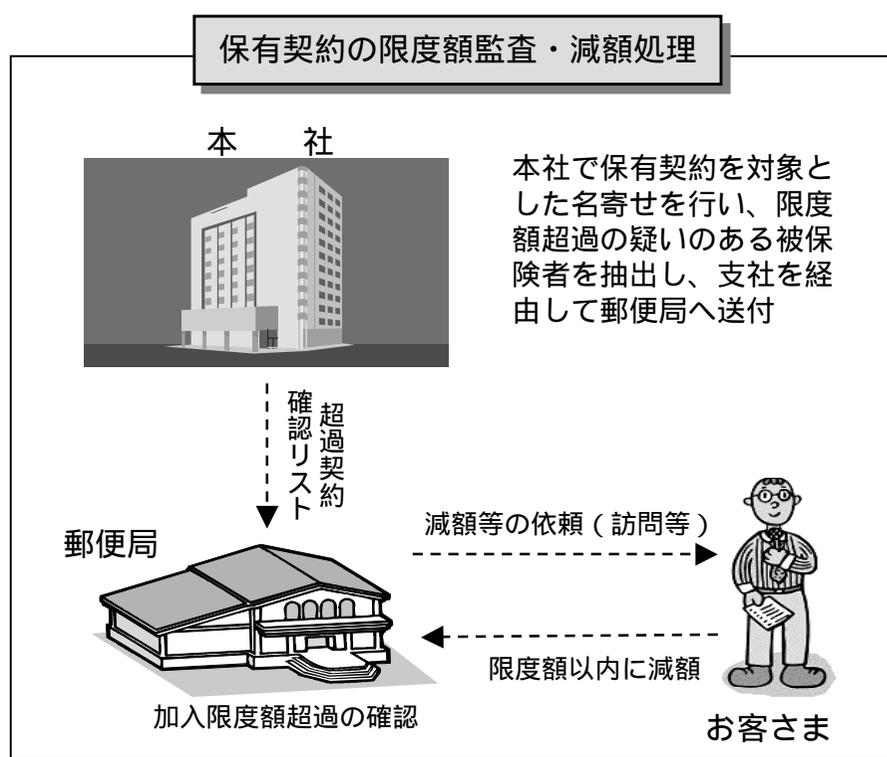
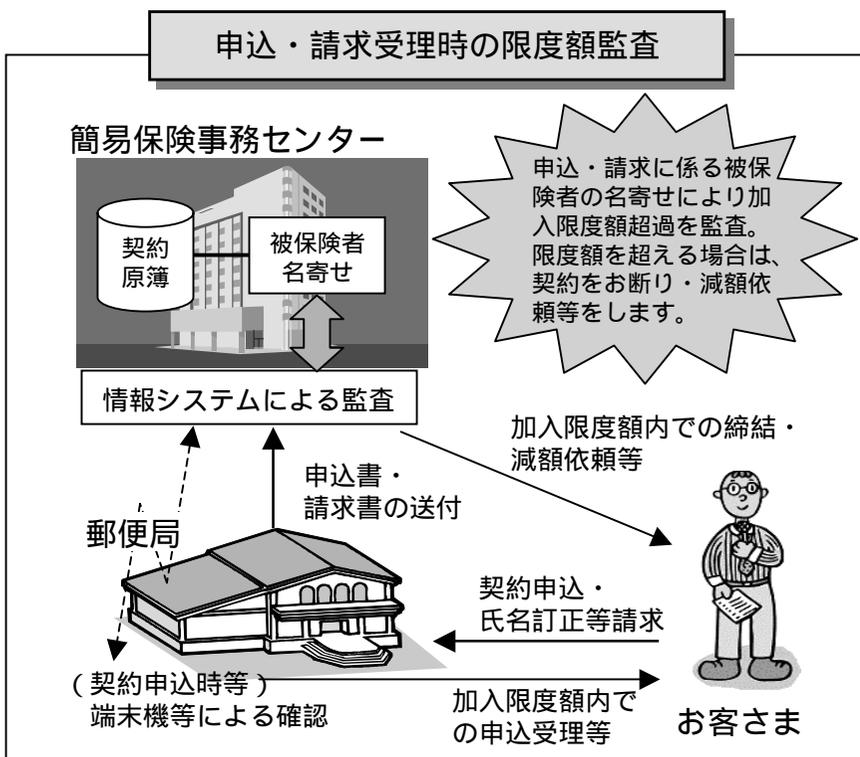
また、被保険者の氏名訂正等の請求を受けた場合、簡易保険事務センターでの情報システムによりこれらの請求に伴う加入限度額超過の監査を実施し、加入限度額を超過している場合は、保険金額の減額依頼等を実施。

上記に加え、平成16年度に保有契約を対象とした名寄せ調査を実施。加入限度額を超過している疑いのある被保険者を抽出し、加入限度額超過の確認作業を行った上で加入限度額を超過している場合は、保険金額の減額等を依頼する取扱いを実施。

平成16年度調査結果

超過契約件数 約1万2千件（平成16年度末保有契約件数（6,540万件）の0.02%に相当。）

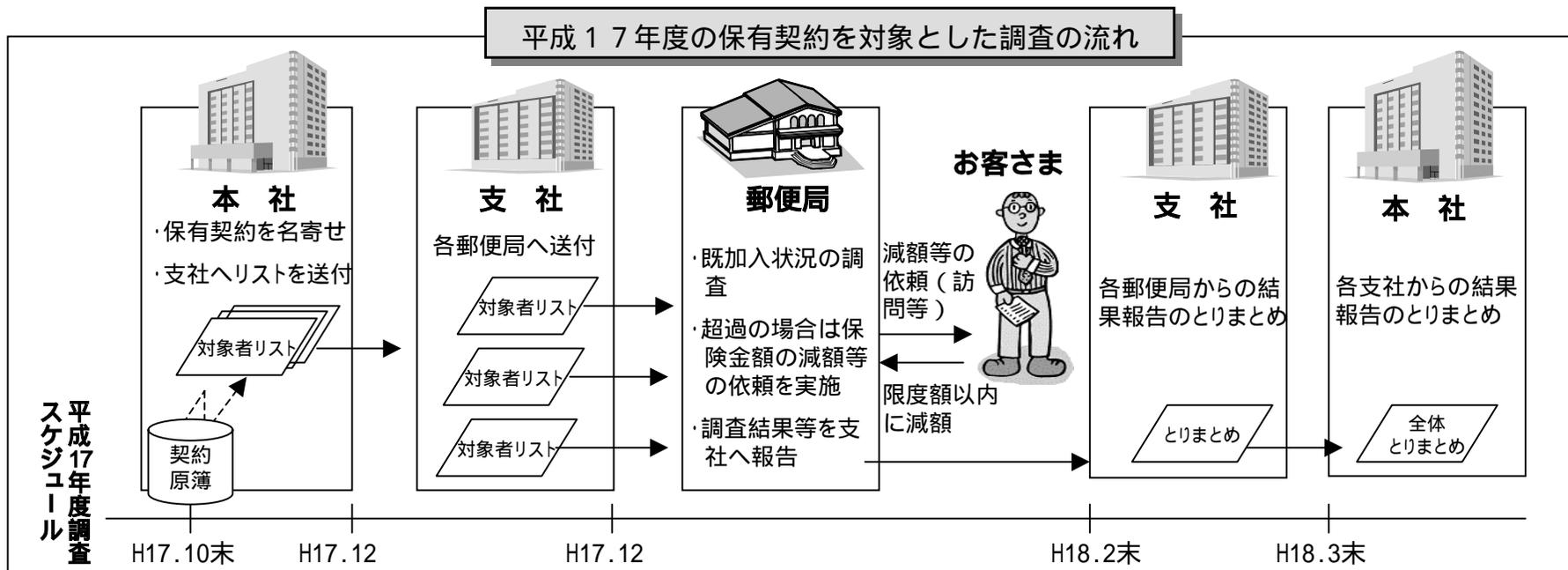
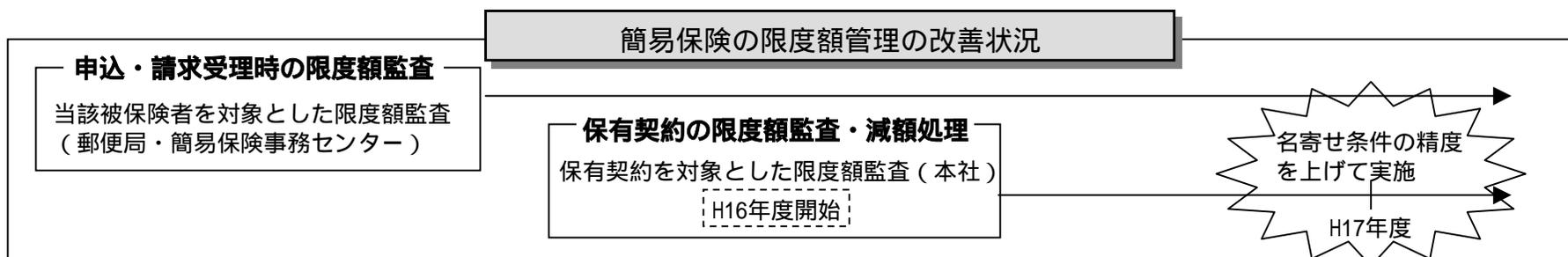
減額等承諾件数 約3千件



# (参考) 簡易保険の加入限度額管理の改善

簡易保険では、従来、新規契約申込時や被保険者の氏名訂正等の請求を受けた場合に当該被保険者を対象に加入限度額監査を実施してきたが、平成16年度から保有契約を対象とした名寄せ調査を開始。加入限度額を超過している疑いのある被保険者を抽出し、加入限度額超過の確認作業を行った上で加入限度額を超過している場合は、保険金額の減額等を依頼する取扱いを実施。

平成17年度においても保有契約を対象とした名寄せ調査を実施し、現在、結果をとりまとめ中。



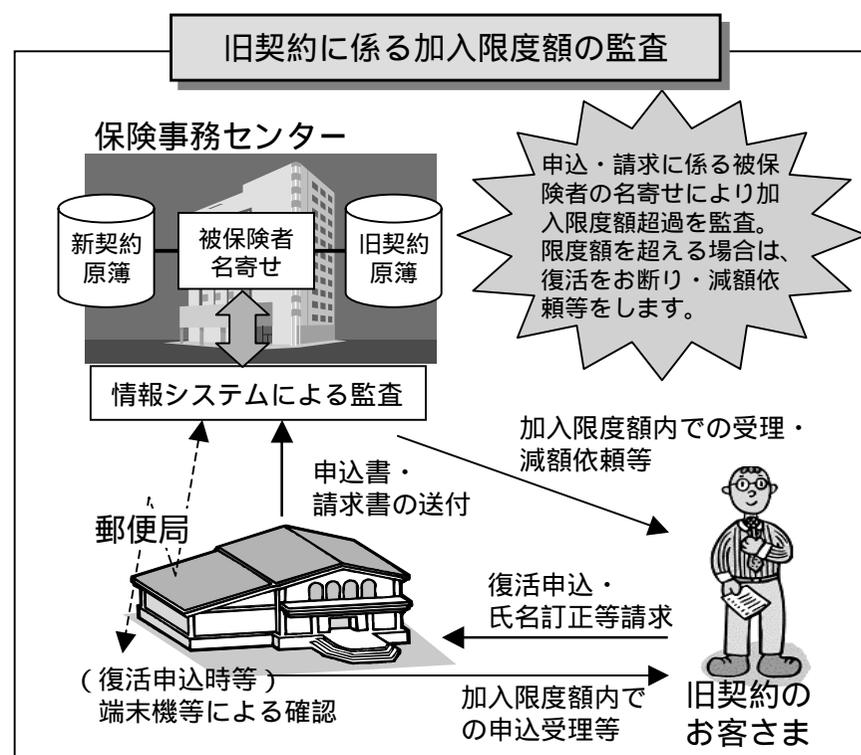
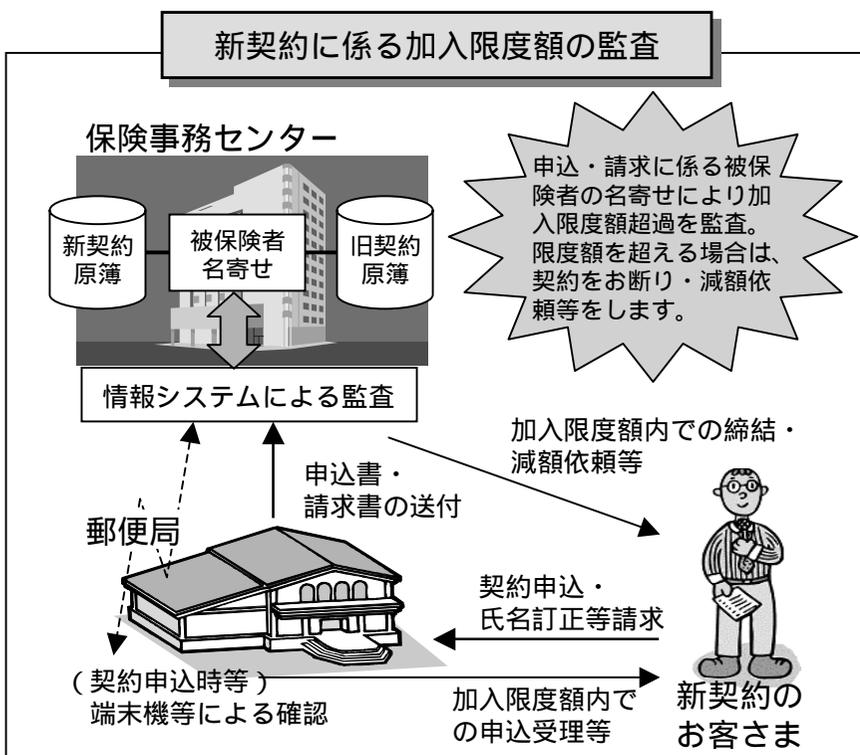
# 民営化後における加入限度額管理(案)

民営化後は、郵便保険会社引受契約（新契約）、簡易生命保険契約（旧契約）それぞれについて、以下のとおり加入限度額管理を実施。

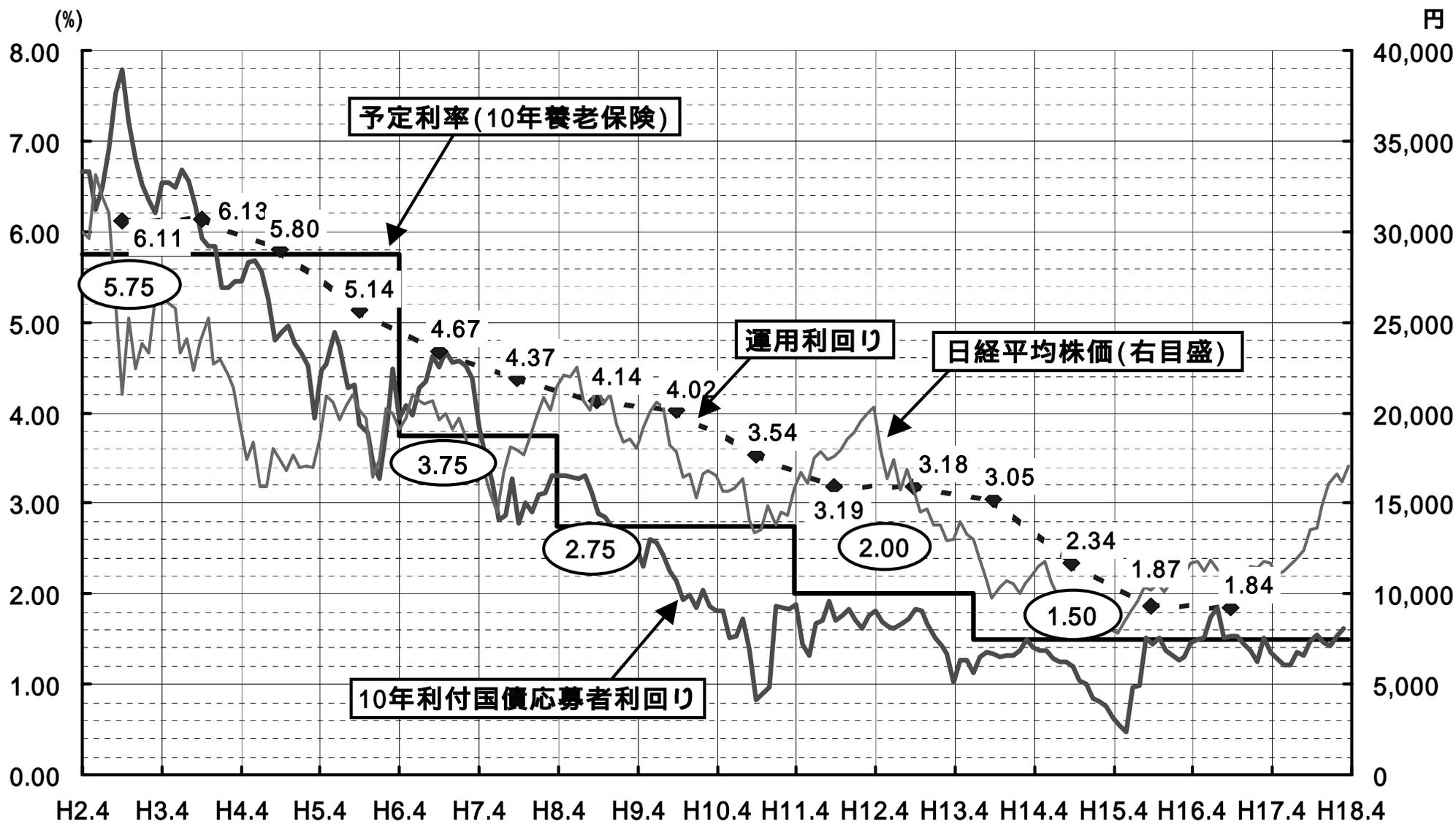
新契約については、新契約に係る契約申込みや氏名訂正等請求の際に、新契約及び旧契約の両方を対象にした被保険者名寄せによる加入限度額の監査を実施。

旧契約については、旧契約に係る復活申込みや氏名訂正等請求の際に、新契約及び旧契約の両方を対象にした被保険者名寄せによる加入限度額の監査を実施。

加入限度額を超過していることが判明した場合、契約等のお断りや保険金額の減額依頼等を実施。



# 金利等の推移



# 財投改革に伴う経過措置について

平成11年12月、大蔵大臣（現財務大臣）から郵政大臣（現総務大臣）に、平成13年度以降7年間の経過措置として、（1）財政融資資金の既往貸付けの継続、（2）市場への影響に対する配慮から、財投債の引受け等の要請があり、郵貯・簡保資金の状況等を踏まえ、対応することとしているところ

## 大蔵大臣からの要請内容

- 郵便貯金資金において、年金資金とともに、
- ア 財政融資資金の既往貸付けの継続に必要な財投債の引受け。
  - イ 財政融資資金の新規貸付けに必要な財投債について、市場の激変緩和を図るため、当初、概ね1/2程度、漸次、その割合を低下の引受け。
- 簡易保険積立金について、これまで果たしてきた役割を踏まえ、相応の財投債引受け。

財政融資資金の財投機関への貸付期間（最長30年）と郵便貯金資金等の預託期間（7年）が異なるため、財政融資資金の資金繰り上必要となる財投債。

## 法律上の措置

### 中央省庁等改革基本法（平成10.6.12・法律第103号）（抜粋）

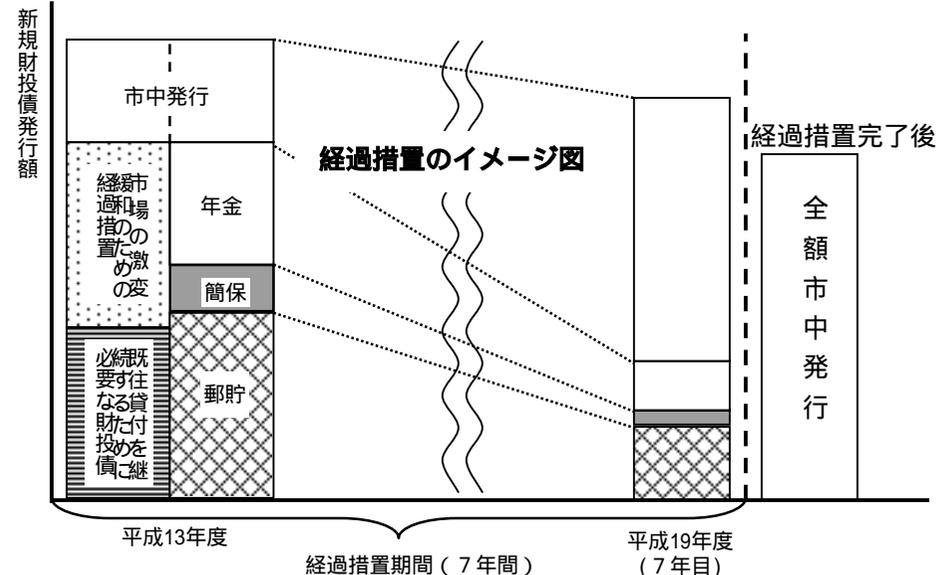
- （財務省の編成方針）  
 第二十条 財務省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。
- 一（略）
  - 二（略）資金調達について、既往の貸付けの継続にかかわる資金繰りに配慮しつつ、市場原理にのっとったものとし、並びにその新たな機能にふさわしい仕組みを構築すること。

### 資金運用部資金法等の一部を改正する法律（平成12.5.31・法律第99号）（抜粋）

- 附則  
 （郵便貯金及び年金積立金の預託の廃止に伴う経過措置）  
 第四条（略）資金運用部の既往の貸付けの継続にかかわる資金繰り及び市場に与える影響に配慮して、所要の措置を講ずるものとする。

### 日本郵政公社法施行法（平成14.7.31・法律第98号）（抜粋）

- 第十五条（略）  
 2 総務大臣は、公社の郵便貯金預託金の払戻金の運用が財政融資資金の郵便貯金法等の一部改正法の施行の日前の貸付けの継続にかかわる資金繰り及び市場に与える影響に配慮したものであるようにするため、公社が当該払戻金を運用する場合における財政融資資金債（財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一号）第十一条第一項又は第十二条の規定により発行される公債をいう。）の引受けの方法による運用についての指針を定めなければならない。  
 3（略）  
 4 公社は、郵便貯金預託金の払戻金を運用する場合においては、第二項の指針に従って行わなければならない。



- 注：1 既発行の財投債の償還資金に充てるため発行される財投債（借換債）を除く。  
 2 各年度の引受額は、市場の情勢、郵貯・簡保資金や財政投融資の事情を踏まえ、毎年度調整。

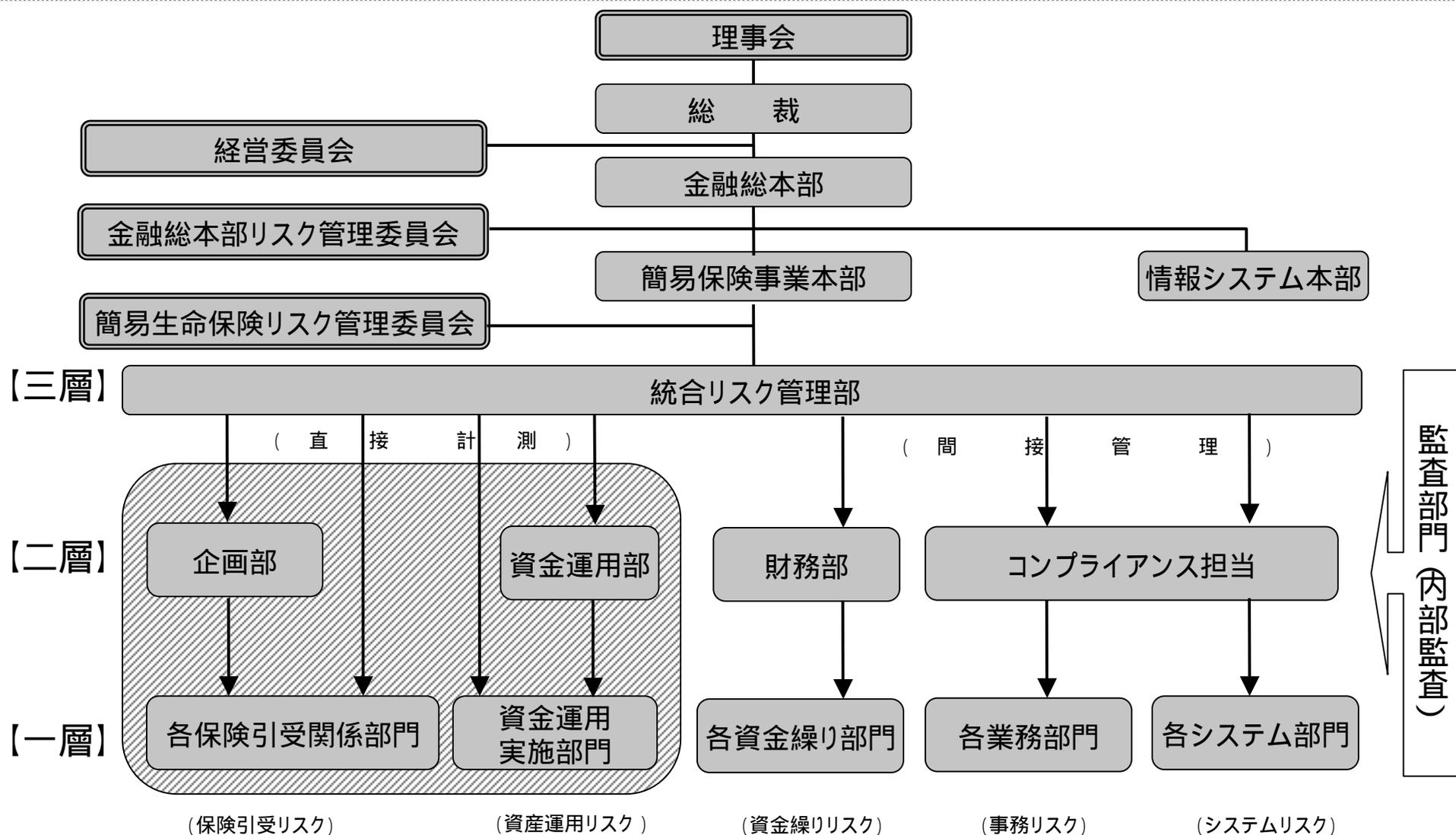
## ○ 財投債の消化方法

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
郵便貯金	19兆7,000億円	11兆2,000億円	11兆0,000億円
簡易保険	2兆4,000億円	1兆3,500億円	1兆0,000億円
年金資金	7兆5,000億円	3兆7,000億円	3兆2,000億円
市中発行	11兆7,000億円	12兆0,000億円	12兆0,000億円
合計	41兆3,000億円	28兆2,500億円	27兆2,000億円

注 計画ベース

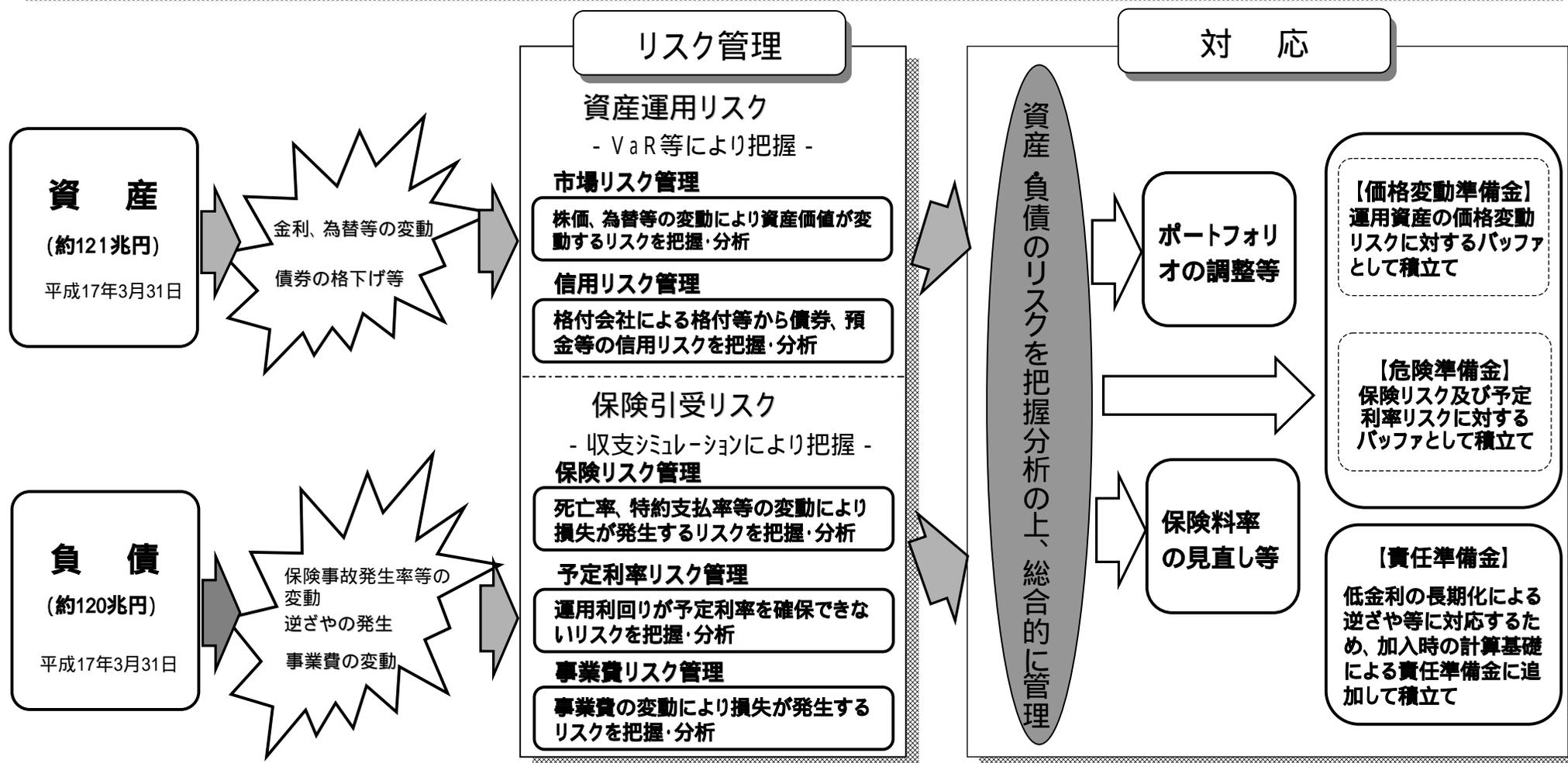
# 簡易保険のリスク管理体制

管理すべきリスクを分類、定義し、各リスクについて自己管理を行う第1層（業務執行部門等）、第1層の管理を行う第2層（企画部門等）、これらから独立した第3層による重層的なリスク管理体制を構築



# 簡易保険のリスク管理

経営の健全性を確保するため、業務執行部門から独立したリスク管理部門を設置し、資産・負債のリスクをVaRと収支のシミュレーションを組み合わせることで総合的に管理



バリュー・アット・リスク  
(参考) VaR: Value at Risk : 一定の確率の下で被る可能性のある保有資産の潜在的な最大損失額(リスク量)